

白 糠 町 農 業 委 員 会
第 1 7 回 総 会 議 事 録

自 令和 4 年 3 月 24 日
至 令和 4 年 3 月 24 日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 1 7 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 4 年 3 月 24 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	中 河 敏 史	○	○	農 地
2	田 代 幸 男	○		農 地
3	對 木 範 誉	○		農 地
4	澁 谷 幸 子	○		総 務
5	松 田 浩 二	○		農 地
6	石 田 正 義	○		総 務
7	峯 田 弘 子	○		総 務
8	酒 井 伸 吾	○	○	農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 相澤勝明
主 幹 齊藤嘉重
主 査 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

- 日程 1 議事録署名委員の指名
- 日程 2 会務報告
- 日程 3 報告第 9 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出
- 日程 4 合意解約通知の成立状況の確認
- 日程 5 農地法第 3 条第 2 項第 5 号（農地法施行規則第 17 条）の規定する別段の面積（下限面積）の基準設定の必要性の有無について
- 日程 6 農地法第 3 条の規定による許可申請
- 日程 7 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告
- 日程 8 農用地利用集積計画の決定
- 日程 9 令和 4 年あっせん譲受等候補者名簿登録者の確認
- 日程 10 農業委員会の活動の点検・評価の公表
- 日程 11 白糠町農業経営基盤強化促進基本構想の策定（変更）に係る意見
- 日程 12 農業委員への女性登用の推進に向けた具体的取組

開会 午後 1 時28分

議長 これより第17回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員数は9名であります。

白糠町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。
本日の議事録署名委員は、会議規則第13条第2項により、2名の委員を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。
1番 中河委員、8番 酒井委員、以上2名を指名いたします。

日程第2 「会務報告」をいたします。
3月11日の女性の農業委員会活動推進シンポジウム、女性委員のための農業者年金セミナーはオンライン開催となり、役場で開催され峯田委員・渋谷委員が出席しております。

以上、会務報告とさせていただきます。2月1日の釧路・根室・十勝地

議長 日程第3 報告第9号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」を議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

齊藤主幹 報告第10号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」。
下記のとおり「農地法第3条の3第1項の規定による届出」があったので報告する。

令和4年3月24日提出
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。
記。

号別1 被相続人 ●●● 相続人 ●●●

次のページをお開き下さい。

先日、相続人であります●●●様より相続の届け出がありました。対象農地の箇所について、4ページから5ページまでの「位置図及び地番図」にて掲載しておりますので、ご参照願います。

なお、対象農地の一部は賃貸借契約をしております。
以上、報告第10号の説明とさせていただきます。

議長 報告第10号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、報告第10号につきましては、原案のとおり承認いたします。

議長 日程第4 議案第51号「合意解約通知の成立状況の確認」を議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 議案第51号「合意解約通知の成立状況の確認」。
農地法第3条の規定による許可及び農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、賃貸借の解約がなされ、農地法第18条第6項の規定に基づく通知があったので、本会の審議を求める。

令和4年3月24日提出。
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。
記。

農地法第18条第6項の規定による通知者氏名

号別1	貸主	●●●	借主	●●●
号別2	貸主	●●●	借主	●●●
号別3	貸主	●●●	(●●●委任分)	
	借主	●●●		
号別4	貸主	●●●	(●●●委任分)	
	借主	●●●		

次のページをお開き下さい。

号別1と号別2の解約になります。貸主 ●●●一さまと借主●●●さま、●●●さまの合意解約になります。解約申入日、解約成立日、解約通知日は2月22日、土地の引き渡日は3月31日となっております。

号別3と号別4の解約につきましては、●●●(委任者 ●●●さまと●●●さま)と借主の●●●さまの合意解約になります。解約申入日、解約成立日、解約通知日は2月22日、土地の引き渡日は3月31日となっております。

この解約の経過につきましては、この後に続く議案にも関連してきますが、既存の農家さんにおかれましては、経営の効率化のため、現在借りている農地を利用してくれる方が現れたらとの意向と、一方で同様に農作業の作業効率や今後は農地の集約化を考慮していることから解約に同意をいただいております。解約後のこの農地につきましては新

規就農者への野菜畑の活用と近隣の農家さんが従来通り牧草畑として利用したいとのことであります。

以上、議案第51号の説明とさせていただきます。

議長 議案第51号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長 日程第5 議案第52号「農地法第3条第2項第5号（農地法施行規則第17条）に規定する別段の面積（下限面積）の基準設定の必要性の有無について」を議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

齊藤主幹 議案第52号「農地法第3条第2項第5号（農地法施行規則第17条）に規定する別段の面積（下限面積）の基準設定の必要性の有無について」。

利用状況調査の結果に基づき、農地法第3条の許可基準である下限面積についての基準設定の必要性の有無について、本会の審議を求める。

令和4年3月24日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

次のページをお開き下さい。

農地法第3条第2項第5号（農地法施行規則第17条）に規定する別段の面積（下限面積）の基準設定の必要性の有無についての調書。

本議案につきましては、昨年皆様方に調査をしていただいた、利用状況調査の結果を基に作成しております。内容としては、調査①「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（第3項第1号関係）、また調査②「農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用程度に比し著しく劣っていると認められる農地。これらについて調査をした結果、表の一番下の欄になりますが、「農地法第30条の規定に基づく利用状況調査結果について」です。

白糠町では、農地法第30条に基づく利用状況調査の結果、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」及び「農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用程度に比し著しく劣っていると認められる農地」は確認されていないことから、農地等については、おおむね適正に利用されていると判断される。

【別段面積（下限面積）の設定の有無について】

白糠町内における営農条件は、おおむね全地区で同一として判断し、

平均的な経営規模（設定区域）を町内全域で統一しており、それらの条件の下、農地又は採草放牧地について農地法施行規則第17条第1項（農地等を耕作等の事業に供する者の総数のおおむね40%以上が2ヘクタールを下回る場合）及び第2項（耕作放棄地等が相当度存在することによる新規就農の促進の場合）と照らし合わせると、実態に適さない別段の面積（下限面積）となるため、白糠町における別段の面積（下限面積）の設定の必要性は無いものと判断し、別段の面積（下限面積）は、農地法第3条第2項第5号の定めによる面積（北海道では2ha）のとおりとする。

内容について、ご説明いたします。

本件につきましては、農地法第3条の許可基準である下限面積についての基準設定の必要性の有無についての審議であります。

内容につきましては、昨年、皆様に実施していただきました、利用状況調査の結果を基に、白糠町内における農地の適正利用について検証し、白糠町における下限面積の設定の必要性は無いものと判断し、白糠町における下限面積は、農地法第3条第2項第5号の定めにより2ヘクタールとするという内容であります。

以上、議案第52号の説明とさせていただきます。

議長 議案第52号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第52号につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長 日程第6 議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請」。
下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可について、本会の審議を求める。

令和4年3月24日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、譲渡人 ●●● 譲受人 ●●●株式会社

以下、号別4まで譲受人は同様であります。

号別2、譲渡人 ●●●

号別3、譲渡人 ●●●

号別4、譲渡人 ●●●

号別 5、譲渡人 ●●● 譲受人 ●●●

号別 6、貸主 ●●● 借主 ●●●

号別 7、貸主 ●●● 借主 ●●●

号別 8、貸主 ●●● 借主 ●●●

号別 9、貸主 ●●● 借主 ●●●

号別 10、貸主 ●●● 借主 ●●●

以下、号別 12 まで借主は同様であります。

号別 11、貸主 ●●●

号別 12、貸主 ●●●

次のページをお開き下さい。

許可申請の内容をご説明いたします。

号別 1 の譲渡人であります●●●さまの所有地は●●●の土地 1 筆になります。面積は、●●●平方メートルになります。売買価格は●●●円です。参考にまで 1 平方メートル当たり●●●円、反当り約●●●万円であります。

以下号別 2 から 4 も同様に平方メートル当たり●●●円の金額で算出されております。

譲受人であります●●●株式会社につきまして若干説明させていただきます。立ち上げは平成 30 年 12 月 20 日に厚岸町にて●●●株式会社を設立。翌平成 31 年には事務所とパドック、牧柵を施工。馬の頭数は 148 頭であります。このときの所有面積は 141 ヘクタールほどです。

令和 2 年には木造厩舎を 3 棟完成させ、205 頭まで増頭。このときの所有面積は 284 ヘクタール。

令和 3 年には追加で種馬用パドックを 10 棟完成。そのほかにも D 型厩舎パドック 4 頭を完成。飼育頭数も 254 頭まで拡大しました。所有面積は変更ありません。

令和 4 年には新事務所とともに車両等格納庫 1 棟を完成予定で、厩舎も 1 棟新築予定であります。また、直近の飼養頭数は 278 頭であります。

道内では厚岸町以外にも伊達市にも土地を取得済みで、所有面積は 332 ヘクタール。この広大な敷地を利用し育成計画のもと厩舎等の新築を計画しており、現在は作業道路の修繕、放牧予定地の整備等を行っております。

議案に戻っていただき、取得箇所は号別 1 から 4 までの位置図、地番図は 39 ページ、40 ページになります。

号別 2 であります。土地の所有者は●●●様、所有地は●●●の土地 1 筆になります。面積は、●●●平方メートルになります。売買価格は●●●円です。

号別 3 であります。土地の所有者は●●●さま、所有地は●●●ほか合計 13 筆になります。面積は、●●●平方メートルになります。売買価格は●●●円です。

号別 4 であります。土地の所有者は●●●さま、所有地は●●●ほか合計 4 筆になります。面積は、●●●平方メートルになります。売買価

格は●●●円です。

号別5であります。土地の所有者は財務省であります。所有地は●●●ほか合計3筆になります。面積は、●●●平方メートルになります。譲受人は●●●さま。売買価格は●●●円です。位置図、地番図は41ページ、42ページになります。

号別6であります。土地の貸主は●●●さまであります。所有地は●●●の内ほか合計2筆になります。面積は、●●●平方メートルになります。借主は新規就農者の●●●さま。賃借料は年●●●円。令和4年4月1日から5年間の契約となっております。

号別6から9までは新規就農者の賃貸借になります。先ほどの議案第51号にて解約し、賃貸借で契約を結び直したものです。位置図、地番図は43ページ、44ページになります。因みに反当り●●●円であります。

号別7であります。土地の貸主は●●●さまであります。所有地は●●●の内、1筆になります。面積は、●●●平方メートルになります。借主は●●●さま。賃借料は年●●●円。令和4年4月1日から5年間の契約となっております。位置図、地番図は43ページ、44ページになります。

号別8であります。土地の貸主は●●●さまであります。所有地は●●●の内ほか合計2筆になります。面積は、●●●平方メートルになります。借主は新規就農者の●●●さま。賃借料は年●●●円。令和4年4月1日から5年間の契約となっております。位置図、地番図は45ページ、46ページになります。

号別9であります。土地の貸主は●●●さまであります。所有地は●●●ほか合計9筆になります。面積は、●●●平方メートルになります。借主は新規就農者の●●●さま。賃借料は年●●●円。令和4年4月1日から5年間の契約となっております。位置図、地番図は47ページ、48ページになります。

号別10であります。土地の貸主は●●●さまであります。所有地は●●●ほか合計2筆になります。面積は、●●●平方メートルになります。借主は●●●さま。賃借料は年●●●円。令和4年4月1日から5年間の契約となっております。

これにつきましては、先ほど解約農地の一部は新規就農者へとのことでしたが、新規就農者がすべて野菜畑としては耕作管理は難しいことから、いまは始めるにあたりまして、一人では3ヘクタール程度が限界のため、どうしても残ってしまう農地については、近隣の●●●さまが管理していただくことで同意を得ております。

特に号別10の所在地につきましては、川を渡っての作業のため新規就農者にとっては現状では使えない場所になっているため、条件不利地と草の収量も少ないことからこの賃借料となりました。

号別10から12までの位置図、地番図は49ページから51ページになります。

齊藤主幹 号別11であります。土地の貸主は●●●さまであります。所有地は●●●ほか合計4筆になります。面積は、●●●平方メートルになります。借主は●●●さま。賃借料は年●●●円（反当り●●●円）。令和4年4月1日から5年間の契約となっております。

号別12であります。土地の貸主は●●●さまであります。所有地は●●●ほか合計3筆になります。面積は、●●●平方メートルになります。借主は●●●さま。賃借料は年●●●円（反当り●●●円）。令和4年4月1日から5年間の契約となっております。

以上、議案第53号の説明とさせていただきます。

議長 ただいまの説明に関連して、和天別地区担当委員の方から補足説明を求めます。
関連するところは号別1から4までの内容になります。
酒井委員お願いします。

酒井委員 8番 酒井です。
許可申請地につきまして、現地を確認しておりますが、土地利用を推進するものであり、今後も農地の有効利用が図られ、周辺農地への影響は無いものと思われま。

議長 議案第53号 号別1から4までの質疑をお受けいたします。

石田委員 はい。馬を育成するための農地取得なんだろうけど、●●●さんと内容について聴取しているの

齊藤主幹 申請に当たっては手続き関係でどういったものが必要かご連絡させていただいている。●●●さんだけでなく地権者に対しても、こういった手続きが必要と言うことで。3条の申請があがってきたのが3月上旬で、すぐ地区担当の農業委員にご連絡して、申請の内容に沿った申請確認と現地確認を地区農業委員3名で実施しております。その後、●●●馬商の素性確認を申請があった後に直接やり取りをさせていただき、先ほどの議案の中で説明させていただきました。

馬の肥育ということで、今回の取得面積は4名の地権者と合計で32町程度の面積になり1町あたり、2頭くらいで単純計算ですと60頭。肥育後は食肉ですので、九州でと殺すると聞いております。

石田委員 今は厚岸の●●●で育成して九州でと殺するという話は以前から聞いている。それで白糠町で32町だがそれ以外で●●●さんが3条とか購入するとか話は聞いている？

齊藤主幹 まず、農地の部分は白糠町では今回の32町であります。ただ、地権者と直接お話しして結果、3条であがってきいていますが、この近くに今回の地権者の農地以外の土地もあります。農業委員会で立ち入れないので必要であればお互いの交渉になりますが、見えない部分になります。更

に今後の拡大となりますと白糠以外には伊達でも取得し、浜中町でも交渉をしていくと伺っております。最終的には1000頭規模というお話でどんどん拡大したいとのことです。

相澤局長　　今のお話のなかで●●●さんのお宅の南に町有地があります。町有地の普通財産部分を貸してほしいと伺っております。企画の所管になるんですけども、ここの売買が上手く行けば隣接する用地も町の方と交渉になる形で、貸すか貸さないかはお話を頂いたときに内部で検討すると思いますが、●●●さんとしてはエリアの中で80町くらいでなんとか馬を言うこととお話頂いています。

石田委員　　それでね、去年の秋から●●●さんが白糠町に話を持ち掛けていると話は聞いていた。どこからか話が出てくるかと思っていたが、今ここで出てきて、3条と言えど、我々農業委員に係ること。ただ、農業の振興、農地の有効活用という面で見るとこう言った類の産業は積極的にやったほうがいい。町有地の話は別問題。農業委員はそこまで口を出せないが、今後このような話があった場合は我々の耳に伝えていただければ。他の矢についても話を聞いていたもんだから、確認してみた。

議　　長　　他に質疑はありませんか。

(出席委員)　　(なし)

議　　長　　質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって号別1から4につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員)　　(「異議なし」の声あり)

議　　長　　ご異議なしと認めます。
よって、議案第53号　号別1から4につきましては、原案のとおり決定いたします。
続きまして、茶路地区担当委員の方から補足説明を求めます。
関連するところは号別5の内容になります。
對木委員お願いします。

對木委員　　3番　對木です。
許可申請地につきまして、現地を確認しておりますが、土地利用を推進するものであり、今後も農地の有効利用が図られ、周辺農地への影響は無いものと思われま。

議　　長　　議案第53号　号別5の質疑をお受けいたします。

(出席委員)　　(なし)

議　　長　　質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。
よって、号別5につきまして原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、号別5につきましては、原案のとおり決定いたします。
続きまして、庶路地区担当委員の方から補足説明を求めます。
関連するところは号別6から12までの内容になります。
石田委員お願いします。

石田委員 6番 石田です。
許可申請地につきまして、現地を確認しておりますが、土地利用を推進するものであり、今後も農地の有効利用が図られ、周辺農地への影響は無いものと思われまます。

議長 議案第53号 号別6から12までの質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、号別6から12につきまして原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第53号 号別6から12につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長 日程第7 議案第54号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」を議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 議案第54号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」。

下記の者より農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告書の提出があり、要件の確認について本会の審議を求める。

令和4年3月24日提出。

白糖町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、有限会社 ●●●

号別2、有限会社 ●●●

次のページをご覧ください。

「農地所有適格法人要件確認書」

確認書の要件は、4つに分かれております。形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件となっておりますが、すべてを満たすと考えております。

以上、議案第54号の説明とさせていただきます。

議長 議案第54号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第19号につきましては原案のとおり決定しました。

日程第8 議案第55号「農用地利用集積計画の決定」を議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹

議案第55号「農用地利用集積計画の決定」

下記の農用地利用集積計画は、利用権の設定等促進事業の実施が必要と認められ、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の作成について意見を求められたことから、本会の審議を求める。

令和4年3月24日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

次のページをお開き下さい。

「農用地利用集積計画の決定（所有権移転）」

号別1であります。譲渡人 ●●●から 譲受人 ●●●様への無償譲渡になります。

位置図、地番図は57ページ、58ページになります。

土地の所在地は●●●ほか計10筆。面積は合計●●●平方メートル。
利用目的は野菜畑であります。

利用集積の公告は4月1日で予定しております。

経過を説明させていただきます。

この土地につきましては、令和2年2月4日の利用集積の公告により、前所有者である●●●様から●●●に所有権移転がおこなわれました。時を同じくして、白糠町地域おこし協力隊員として●●●さまが着任。町の新規就農者支援制度を活用して研修を受け、今年の4月から就農されます。研修期間中は白糠町では株式会社●●●での研修や町外の研修を通じて4月から就農する運びとなっております。

以上、議案55号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま説明のありました、議案第55号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、議案第55号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第55号につきましては原案のとおり決定しました。

議長 日程第9 議案第56号「令和4年度あっせん譲受等候補者名簿登録者の確認」についてを議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 議案第56号「令和4年度あっせん譲受等候補者名簿登録者の確認」。白糖町農地移動適正化あっせん事務実施要領第1項の2に基づき、あっせん譲受等候補者名簿登録者の確認について本会の審議を求める。

令和4年3月24日提出。

白糖町農業委員会 会長 林 善幸。

内容について、ご説明いたします。

本件につきましては、「北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づきまして、作成を義務づけられているものであります。

名簿の調製は、令和4年3月31日現在65歳以下の方と、66歳以上であります。後継者のいる方を登載しております。先に65ページをご覧願います。昨年と比較しますと、昨年の登録者49名に対しまして、今年度は1名増となっております。新規登録者は2名。登録抹消者1名、66歳以上の年齢要件による該当者はありません。

これをもって、議案第56号の説明とさせていただきます。

議長 それでは1ページごとにご覧願います。
番号1の●●●さんから番号16までの●●●さんまでになります。

次の62ページになります。

番号17の●●●委員から番号23までの合同会社●●●までになります。

次の63ページになります。

番号24号の●●●さんから番号36までの●●●さんまでになります。

あらためて、議案第56号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第56号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第10 議案第57号「農業委員会の活動の点検・評価の公表」を議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 議案第57号「農業委員会の活動の点検・評価の公表」
農業委員会の活動の点検・評価を作成したので本会の審議を求める。
令和4年3月24日提出
白糠町農業委員会 会長 林 善幸

内容について、ご説明いたします。

本計画は、農業委員会が行なう法令事務と促進等事務の判断の透明性や公平性、また、外部・内部を問わず、はっきり見える活発な活動が強く求められていることに伴い、平成21年より義務付けされたものであり、今回につきましては、令和3年度計画の活動の点検・評価を検証し、広く公表するものであります。

次のページをお開き下さい。

「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の記載内容についてであります。

I 農業委員会の状況、農業の概要につきましては、主に2020年農林業センサスに基づき記載しております、また、農地台帳面積、農業委員の実数につきましては、今日時点の実数となっております。

次のページの

II 担い手への農地の利用集積・集約化では、令和3年度の集積実績になります、あらかじめ集積目標を100haとしていましたが、実績では187.09haとなり、目標値につきましては、達成することができました。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の現状では、昨年は参入がありませんでした。令和4年度の目標設定値には新たに加わる予定となっております。

IV⁴の遊休農地に関する措置に関する評価、V⁵の違反転用への適正な対応は該当ございません。

VI⁶ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検は、令和3年度中、16件の実績となっております。

3の農地所有適格法人からの報告への対応は、9法人となっています。
4の情報の提供等は、賃貸借、所有権の移動をとりまとめ、町のホームページに反映、また農地台帳の内容の一部がインターネットを通じて閲覧することができますので、本日の総会后にインターネットの農地台帳に反映させております。

⁷
Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容は、町のホームページを通じて要望・意見を募ります。1カ月間ホームページにこの内容を登載し、その後あらためて農業委員会の総会でお諮りしたと考えております。

議長 議案第57号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第57号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第11 議案第58号「白糠町農業経営基盤強化促進基本構想の策定(変更)に係る意見」を議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

澁谷主査 議案第58号「白糠町農業経営基盤強化促進基本構想の策定(変更)に係る意見」。

令和4年3月16日付けにて白糠町より意見を求められた、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づく、白糠町農業経営基盤強化促進基本構想の策定(変更)について本会の審議を求める。

令和4年3月27日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

別紙を御覧ください。

この基本構想の見直しにあたっては、先に北海道が基本方針を示しております。白糠町においても道の基本方針に則って一部見直したいとの考えから、農業委員会及び釧路丹頂農協からの意見聴取を踏まえた上で策定したいと思っております。

また、資料の作成にあたりましては、農政係が主体的に携わっていることから、私から説明させていただきます。

議長 議案第58号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第58号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第12 協議第5号「農業委員への女性登用の推進に向けた具体的取組」を議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 協議第5号「農業委員への女性登用の推進に向けた具体的取組」
令和4年2月7日付、北海道釧路総合振興局から調査依頼のあったこのことについて協議する。
令和4年3月24日提出
白糠町農業委員会 会長 林 善幸

次のページをお開き下さい。
農業委員への女性登用の推進に向けた具体的取組
朗読させていただきます。

議長 協議第5号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、協議第5号につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。
これをもって、第17回農業委員会総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(閉会時間 午後2時25分)